



# 佐賀県公報

平成16年  
8月2日  
(月曜日)  
第12488号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (五一・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (五二・ ) 一
- 保安林予定森林 (五三・森林整備課) 二
- 町及び字の区域の変更 (五四・市町村課) 二
- 字の区域の変更 (五五・ ) 二
- " (五六・ ) 三
- " ( ) 三
- " ( ) 四
- " ( ) 四
- " ( ) 五

## 公 告

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第五百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古川 康

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

光と風の心療クリニック

鳥栖市京町七一八番地一

平成一六・六・一

佐藤 医 院

三養基郡三根町大字市武一三三二番地九

"

山口 齒 科 医 院

佐賀市新栄東二丁目二番一六号

平成一六・五・一

田中こども歯科医院

鳥栖市宿町一四七〇番地一三

平成一六・六・一八

たにぐち歯科クリニック

鳥栖市宿町一一三一番地二

平成一六・六・一

らいふ薬局医大通り店

佐賀市鍋島一丁目三番五号

"

アルナ薬局大川野店

伊万里市大川町大川野三〇六〇番地一

"

### ●佐賀県告示第五百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古川 康

#### 一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
荒木 外 科 医 院	鳥栖市神辺町一五七五番地	平成一六・四・一三
佐藤 医 院	三養基郡三根町大字市武一三三二番地五	平成一六・六・一
松金 医 院	東松浦郡浜玉町大字浜崎一七五〇番地	平成一〇・四・一
馬場薬局西唐津店	唐津市西唐津三丁目六四二〇番地	平成一六・五・二

二 変更医療機関

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 ドラッグイレブン薬局千代田店	神埼郡千代田町大字餘江二二二一番地一	平成一六・五・一
旧 フクダ薬局株式会社千代田店		

●佐賀県告示第五百十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成十六年八月二日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

神埼郡東脊振村大字三津字竜拝二三五一の一七から二三五一の二〇まで、二三五一の二二から二三五一の二四まで、二三五一の二七から二三五一の二九まで、二三五一の三一から二三五一の三四まで。

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び東脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、伊万里市の区域内の町及び字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古 川 康

区域を変更する町及び字の名称

同 上 に 編 入 す る 区 域

立花町字金谷

新天町字浜ノ浦五四九四の一部

新天町字浜ノ浦

立花町字金谷三三八二〇の一部及び三三八四六の一部

新天町字中島四八八一の一部及び四八八七の一部

新天町字葭ノ本五三九七

●佐賀県告示第五百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、玄海町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古 川 康

<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字轟木字引越</p>	<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字長倉字鬼塚</p>
<p>同上に編入する区域</p> <p>大字轟木字飯盛三八九六、三八九七の一部、三八九八、三九〇一及び三九〇二</p> <p>大字轟木字轟木四九三二の一部、四九三三、四九四四の一部、四九五二の一部、四九六八の一部、四九六九の一部、四九六八の一部及び四九六三の一部並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>大字長倉字フソロ一〇八二七の一部、一一〇八四七の一部、一一六七の一部、一一六八の一部、一一六九及び一一七〇の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字轟木字引越九一一、九二一、九三二、九五及び九七二の地の字飯盛の水路</p>	<p>同上に編入する区域</p> <p>大字長倉字岩崎一五二二、一五二二の一部、一五二三の一部及び一五二五から一五二八までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字長倉字平野</p> <p>大字長倉字川中</p> <p>大字長倉字長ヲサ</p> <p>大字長倉字岩崎</p> <p>大字長倉字川中一二八三の一部及びこれに伴う道路の区域</p> <p>大字長倉字鬼塚九四二二の一部、九四二五及び九四六の一部</p>
<p>大字轟木字轟木</p> <p>大字長倉字フソロ</p>	<p>○ 公 告</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公布する。</p> <p>関係書類は、平成16年9月13日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成16年8月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成16年7月13日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p>
<p>●佐賀県告示第五百十六号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、玄海町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成十六年八月二日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	

<p>(1) 名称 特定非営利活動法人福祉・杏林会</p> <p>(2) 代表者の氏名 石瀧武志</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市内一丁目11番18号</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、「21世紀は、生命の世紀」という生命の尊厳の理念に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らして行ける地域社会の建設に努力することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鳥栖市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年8月2日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 鳥栖プレミアム・アウトレット 鳥栖市弥生が丘八丁目1番地</p> <p>2 届出の内容 (1) 大規模小売店舗の所在地の変更 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更</p> <p>3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p>	<p>ア 市町村名 鳥栖市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成16年8月2日から 平成16年9月1日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、三日月町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年8月2日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームワイド三日月店 小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地</p> <p>2 届出の内容 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更</p>
--	--

<p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間の変更</p> <p>(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 三日月町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年8月2日から 平成16年9月1日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。 平成16年8月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 佐賀玉屋</p>	<p>佐賀市中の小路2番5号</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 佐賀市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年8月2日から 平成16年9月1日まで</p>
---	--

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年八月二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)